

マイナンバーカードを利用した オンライン資格確認について

当院では、マイナンバーカード等を利用した「オンライン資格確認システム」を運用しております。

「オンライン資格確認」とは、医療機関の窓口で患者さんのマイナンバーカードを利用して、オンラインで医療保険の資格情報が確認できる仕組みです。

① オンライン資格確認のメリット

マイナンバーカードが健康保険証として利用可能になります。

→顔認証付カードリーダーやマイナポータル等から、「健康保険証利用の申込」を行うと、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

※マイナンバーカードを保険証として利用する場合は、受診の度に毎回資格確認が必要となります。

② 医療保険の資格確認が正確になります。

→マイナンバーカードを利用して、オンライン確認することにより、医療保険の資格情報を正確に確認できます。
医療保険の加入状況が確認できない場合は、お声掛けさせていただきます。

③ 健康保険証でのオンライン資格確認に関するご案内

限度額適用認定証の申し込みと提示が不要になります。

→マイナンバーカードによる本人確認の際に、患者さんが限度額情報の提供に同意することにより、限度額適用認定証等の申請と提示が不要となります。

④ 薬剤情報や特定健診情報を共有できます。

→マイナンバーカードによる本人確認の際に、患者さんが特定検診情報や薬剤情報の提供に同意することにより、医師、薬剤師等の医療従事者が情報を閲覧できます。

⑤ 顔認証付きカードリーダーの利用について

当院では、地下1階～4階までの各階エスカレータ付近に設置しております。

※1階のみ初診・紹介受付に設置しており、車椅子も利用可能です。

⑥ 各種公費負担受給者証について

オンライン資格確認の対象は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は、現時点では対象外となります。また生活保護受給者証についても当院では対象外としておりますので、従来どおり原本を受付に提示してください。

詳しくは、以下の厚生労働省 HP もご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

